

『監査役小六法

金融商品取引法編

競争法他編』

(平成三十年版)

追補

この冊子は、『監査役小六法 金融商品取引法編 競争法他編』
(平成三十年版)に掲載の法令(抄録部分を除く)について、平
成二十九年四月二日から令和元年九月十一日までに改正されたも
の(令和元年十一月一日施行)を新旧対照表にしたものです。

令和元年十二月

公益社団法人 日本監査役協会

金融商品取引法

〔昭和二十三年四月十三日号外 法律第二十五号〕

旧 〔平成三十年版〕

新 〔令和元年十一月一日現在〕

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に…《略》…

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券…《略》…

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百…《略》…

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場…《略》…

ロ 出資者がその出資又は抛出の額を超えて収…《略》…

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定

する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組

合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十

号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結

した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第

二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四

条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法

（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十

一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の第二

一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組

合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十

四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済

事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約

又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に…《略》…

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券…《略》…

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百…《略》…

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場…《略》…

ロ 出資者がその出資又は抛出の額を超えて収…《略》…

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定

する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組

合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十

号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結

した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第

二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四

条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法

（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十

一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の第二

一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組

合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十

四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済

事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約

又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第

<p>40 39 38</p> <p>この法律において「商品取引所」とは、会員商・・《略》・・ この法律において「商品取引所持株会社」とは・・《略》・・ この法律において「特定金融指標」とは、金融・・《略》・・</p> <p>ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる・・《略》・・</p> <p>《略》</p>	<p>ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる・・《略》・・</p>
<p>42</p> <p>この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五 十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。</p> <p>《略》</p> <p>第二章の六 重要情報の公表</p>	<p>41 40 39 38</p> <p>この法律において「商品取引所」とは、会員商・・《略》・・ この法律において「商品取引所持株会社」とは・・《略》・・ この法律において「特定金融指標」とは、金融・・《略》・・ この法律において「高速取引行為」とは、次に掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用する方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引 二 前号に掲げる行為の委託 三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの</p> <p>ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる・・《略》・・</p>

(重要情報の公表)

第二十七条の三十六 第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条において「上場会社等」という。）若しくは投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人をいう。第一号において同じ。）である上場会社等の資産運用会社（同法第二十一条に規定する資産運用会社をいう。）（以下この項及び次項において「上場投資法人等の資産運用会社」という。）又はこれらの役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人若しくは使用人その他の従業者（第一号及び次項において「役員等」という。）が、その業務に関して、次に掲げる者（以下この条において「取引関係者」という。）に、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（以下この章において「重要情報」という。）の伝達（重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあつては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者が行う伝達。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、取引関係者が、法令又は契約により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上

場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く）、これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項及び第三項において「上場有価証券等」という。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより上場有価証券等を得ることその他の内閣府令で定めるものを除く。）（第二号及び第三項において「売買等」という。）をしてはならない義務を負うときは、この限りでない。

一 金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者又はこれらの役員等（重要情報の適切な管理のために必要な措置として内閣府令で定める措置を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者として内閣府令で定める者を除く。）

二 当該上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関し重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者

2 前項本文の規定は、上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行った時において伝達した情報が重要情報に該当することを知らなかった場合又は重要情報の伝達と

同時にこれを公表することが困難な場合として内閣府令で定める場合には、適用しない。この場合においては、当該上場会社等は、取引関係者に当該伝達が行われたことを知つた後、速やかに、当該重要情報を公表しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、当該上場会社等は、当該重要情報の伝達を受けた取引関係者が、法令又は契約に違反して、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他の取引関係者に漏らし、又は当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行つたことを知つたときは、速やかに、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、当該重要情報を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(公表者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七条の三十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、重要情報を公表した者若しくは公表すべきであるとして認められる者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ

る。

(公表の指示等)

第二十七条の三十八 内閣総理大臣は、第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により公表されるべき重要情報が公表されていないと認めるときは、当該重要情報を公表すべきであると認められる者に対し、重要情報の公表その他の適切な措置をとるべき旨の指示をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条に…《略》…

- 六 第二号、第四号又は前号に掲げる者であつて…《略》…
- 2 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事…《略》…
- 3 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者…《略》…
- 4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号に

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条に…《略》…

- 六 第二号、第四号又は前号に掲げる者であつて…《略》…
- 2 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事…《略》…
- 3 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者…《略》…
- 4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の三第二項（第二十七

いて同じ。)(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)の規定により第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)の公開買付届出書若しくは第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合に…《略》…

- 一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権…《略》…
- 二 新株予約権(これに準ずるものとして政令で…《略》…

《略》

(検査職員の証券携帯)

第百九十条 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第五十条の二第二項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十二第三項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二、第六十六条の四

において同じ。)の規定により第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)の公開買付届出書若しくは第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合に…《略》…

- 一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権…《略》…
- 二 新株予約権(これに準ずるものとして政令で…《略》…

《略》

(検査職員の証券携帯)

第百九十条 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第五十六条の二第二項(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(第六十条の十二第三項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六

十五の二 第四十条の六の規定に違反した者
 十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第・・・《略》
 十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第百・・・《略》
 十八 第百六条の三第二項若しくは第五項又は第・・・《略》

《略》

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、
 一 《略》
 二 《略》
 三 《略》
 四 《略》
 五 《略》

二 第二十七条の十第八項において準用する第二・・・《略》
 三 第二十七条の十第九項（同条第十項において・・・《略》
 四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十・・・《略》
 五 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項又は第百七十七条第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二 第二十七条の三十二の二第一項又は第二・・・《略》
 六の三 第二十七条の三十二の二第二項又は第二・・・《略》

十五の二 第四十条の六の規定に違反した者
 十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第・・・《略》
 十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第百・・・《略》
 十八 第百六条の三第二項若しくは第五項又は第・・・《略》

《略》

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、
 一 《略》
 二 《略》
 三 《略》
 四 《略》
 五 《略》

二 第二十七条の十第八項において準用する第二・・・《略》
 三 第二十七条の十第九項（同条第十項において・・・《略》
 四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十・・・《略》
 五 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条第一項（第二十七条において準用する場合を含む）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七
 七条の三十七第一項又は第百七十七条第一項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二 第二十七条の三十二の二第一項又は第二・・・《略》
 六の三 第二十七条の三十二の二第二項又は第二・・・《略》

六の三 外国証券売出しについて、当該外国証券・・・《略》・・・
六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定に・・・《略》・・・

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第・・・《略》・・・
八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供・・・《略》・・・
九 第三十二条第一項若しくは第二項（これらの・・・《略》・・・

《略》

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者若しくは外国法人である特例業務届出者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）の代表者又は管理人を含む）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理

六の三 外国証券売出しについて、当該外国証券・・・《略》・・・
六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定に・・・《略》・・・
六の五 第二十七条の三十八第二項の規定による命令に違反した者

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第・・・《略》・・・
八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供・・・《略》・・・
九 第三十二条第一項若しくは第二項（これらの・・・《略》・・・

《略》

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）の代表者又は管理人を含む）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む）若しくは清算人、金融商品取引

事、仮取締役及び仮執行役を含む）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第五項（第二十三条の八第四項において…《略》）
- 二 第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同…《略》）
- 三 第三十一条の二第四項の規定による命令に違…《略》
- 四 第三十一条の四第一項若しくは第二項、第六…《略》
- 五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条の十九、第五十七条の二十一第一項若しくは第四項、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ）、第六十三条の五第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む）、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十一、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六、第百

所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第五項（第二十三条の八第四項において…《略》）
- 二 第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同…《略》）
- 三 第三十一条の二第四項の規定による命令に違…《略》
- 四 第三十一条の四第一項若しくは第二項、第六…《略》
- 五 第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条の十九、第五十七条の二十一第一項若しくは第四項、第六十条の八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ）、第六十三条の五第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む）、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十一、第六十六条の六十二、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百

五十六条の二十の十三、第百五十六条の三十三第一項、第百五十六条の八十一又は第百五十六条の九十第一項の規定による命令（第五十七条の六第一項、第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六 第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反し．．．《略》．．．
六の二 第四十条の七第二項（第六十条の十四第．．．《略》．．．
七 第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十．．．《略》．．．

十三 第四章の二の規定により内閣総理大臣及び．．．《略》．．．
十四 第七十九条の三十四第三項の規定による届．．．《略》．．．
十五 第七十九条の四十九第一項に規定する業務．．．《略》．．．
十六 第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七 第七十九条の七十一の規定に違反して経理．．．《略》．．．
十八 第七十九条の八十第一項の規定に違反して．．．《略》．．．
十九 金融商品会員制法人の創立総会若しくは会．．．《略》．．．

《略》

五十六条の十六、第百五十六条の二十の十三、第百五十六条の三十三第一項、第百五十六条の八十一又は第百五十六条の九十第一項の規定による命令（第五十七条の六第一項、第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六 第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反し．．．《略》．．．
六の二 第四十条の七第二項（第六十条の十四第．．．《略》．．．
七 第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十．．．《略》．．．

十三 第四章の二の規定により内閣総理大臣及び．．．《略》．．．
十四 第七十九条の三十四第三項の規定による届．．．《略》．．．
十五 第七十九条の四十九第一項に規定する業務．．．《略》．．．
十六 第七十九条の七十第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七 第七十九条の七十一の規定に違反して経理．．．《略》．．．
十八 第七十九条の八十第一項の規定に違反して．．．《略》．．．
十九 金融商品会員制法人の創立総会若しくは会．．．《略》．．．

《略》

金融商品取引法施行令

(昭和四十年九月三十日 政令第三百二十一号)

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

<p>(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引・・・《略》・・・)</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者であ・・・《略》・・・</p> <p>ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者であ・・・《略》・・・</p> <p>ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等(法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下二において同じ。)又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者(当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。)</p> <p>ホ 金融商品取引業者等</p> <p>八 譲渡制限のない有価証券の売買(当該売買の・・・《略》・・・)</p> <p>九 有価証券(社債券その他の内閣府令で定める・・・《略》・・・)</p> <p>… 《略》 …</p> <p>(金融商品債務引受業の対象取引)</p>	
<p>(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引・・・《略》・・・)</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者であ・・・《略》・・・</p> <p>ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者であ・・・《略》・・・</p> <p>ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等(法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下二において同じ。)又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者(当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。)</p> <p>ホ 金融商品取引業者等</p> <p>八 譲渡制限のない有価証券の売買(当該売買の・・・《略》・・・)</p> <p>九 有価証券(社債券その他の内閣府令で定める・・・《略》・・・)</p> <p>… 《略》 …</p> <p>(金融商品債務引受業の対象取引)</p>	

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価…《略》…
 一 信用取引等（信用取引（法第五十六條の二…《略》…）
 二 有価証券の貸借（外国の法令に準拠して設立…《略》…）
 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（前条に定める取引を除く。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価…《略》…
 一 信用取引等（信用取引（法第五十六條の二…《略》…）
 二 有価証券の貸借（外国の法令に準拠して設立…《略》…）
 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨を同法第四条第一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下この号、第十五条の三、第四号及び第十五条の二十四号において同じ。）の設定（追加設定を含む。第十五条の三、第四号及び第十五条の二十四号において同じ。）、証券投資信託の元本の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等（第一条の十、第一号に規定する上場有価証券等をいい、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものに限る。以下この号、第十五条の三、第四号及び第十五条の二十四号において同じ。）との交換に係る受益証券又は金銭等（金銭又は上場有価証券等をいう。第十五条の三、第四号及び第十五条の二十四号において同じ。）の授受

五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（前条に定める取引を除く。）又は前各号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

《略》

《略》

(募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出
じ)

第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場
合は、新株予約権証券(会社法第二百三十六条第一項第六号に
掲げる事項が定められているものに限る。)又は法第二条第一
項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有
するもので内閣府令で定める条件が付されているもの(以下こ
の条において「新株予約権証券等」と総称する。)の発行者で
ある会社(外国会社を含む。第二十七条の四第六号及び第三十
三条の二第六号を除き、以下同じ。)が、当該会社又は当該会
社に係る会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計

《略》

(高速取引行為となる行為)

第一条の二十二 法第二条第四十一項第三号に規定する政令で定
めるものは、次に掲げるものとする。
一 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行うことを内容
とした金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う
こと(同号に掲げるものを除く)。
二 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行う者を相手方
として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法によ
り、当該者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又
は行為を行うこと。

《略》

参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

(募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し)
 二

第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下この号において同じ。）又は法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「株券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十四条の第十七第十号、第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社がその経営を支配している会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下この条において「取締役等」という。）を相手方として、株券等（取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月（外国会社にあつては六月）を超える期間譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合

二 新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この号において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社がその経営を支配

<p>イ 国内における当該外国特殊法人債に係る売・《略》・ ロ 当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人・《略》・ ハ 当該外国特殊法人債の発行者の經理に関す・《略》・ 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 国内における当該海外発行転換可能社債券・《略》・ ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二條第七号及び第十四條の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三條の四の五第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。</p> <p>ハ あらかじめ定められた一定の条件に該当す・《略》・ ニ 当該海外発行転換可能社債券又は当該海外・《略》・ 五 法第二條第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」と</p>	<p>イ 国内における当該外国特殊法人債に係る売・《略》・ ロ 当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人・《略》・ ハ 当該外国特殊法人債の発行者の經理に関す・《略》・ 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 国内における当該海外発行転換可能社債券・《略》・ ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二條第七号及び第十四條の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。</p> <p>ハ あらかじめ定められた一定の条件に該当す・《略》・ ニ 当該海外発行転換可能社債券又は当該海外・《略》・ 五 法第二條第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」と</p>
<p>イ 国内における当該外国特殊法人債に係る売・《略》・ ロ 当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人・《略》・ ハ 当該外国特殊法人債の発行者の經理に関す・《略》・ 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 国内における当該海外発行転換可能社債券・《略》・ ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二條第七号及び第十四條の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。</p> <p>ハ あらかじめ定められた一定の条件に該当す・《略》・ ニ 当該海外発行転換可能社債券又は当該海外・《略》・ 五 法第二條第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」と</p>	<p>イ 国内における当該外国特殊法人債に係る売・《略》・ ロ 当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人・《略》・ ハ 当該外国特殊法人債の発行者の經理に関す・《略》・ 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 国内における当該海外発行転換可能社債券・《略》・ ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二條第七号及び第十四條の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。</p> <p>ハ あらかじめ定められた一定の条件に該当す・《略》・ ニ 当該海外発行転換可能社債券又は当該海外・《略》・ 五 法第二條第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」と</p>

いう。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの(以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- イ 国内における当該海外発行新株予約権付債・・・《略》・・・
- ロ 当該海外発行新株予約権付債券が指定外国・・・《略》・・・
- ハ 当該海外発行新株予約権付債券に表示され・・・《略》・・・
- ニ 当該海外発行新株予約権付債券又はハに規・・・《略》・・・
- 六 債券等(海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下この号において「海外発行債券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- イ 国内における当該海外発行債券に係る売買・・・《略》・・・
- ロ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引・・・《略》・・・
- ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の經理に関する情報その他の発行者に関する情報(口括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の經理に関する情報その他の当該親会社に関する情報

いう。)及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの(以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- イ 国内における当該海外発行新株予約権付債・・・《略》・・・
- ロ 当該海外発行新株予約権付債券が指定外国・・・《略》・・・
- ハ 当該海外発行新株予約権付債券に表示され・・・《略》・・・
- ニ 当該海外発行新株予約権付債券又はハに規・・・《略》・・・
- 六 債券等(海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下この号において「海外発行債券」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- イ 国内における当該海外発行債券に係る売買・・・《略》・・・
- ロ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引・・・《略》・・・
- ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の經理に関する情報その他の発行者に関する情報(口括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の經理に関する情報その他の当該親会社に関する情報

(日本語又は英語で記載されたものに限る。)が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行っている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報)が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること(当該発行者が法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。)

七 株券及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- イ 国内における当該海外発行株券に係る売買・《略》・《略》
- ロ 当該海外発行株券が指定外国金融商品取引・《略》・《略》
- ハ 当該海外発行株券が上場されている指定外・《略》・《略》

八 法第二條第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十二條第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの(以下この号において「海外発行受益証券」という。)及び同項第十一号に掲げる外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(日本語又は英語で記載されたものに限る。)が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行っている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報)が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること(当該発行者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。)

七 株券及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- イ 国内における当該海外発行株券に係る売買・《略》・《略》
- ロ 当該海外発行株券が指定外国金融商品取引・《略》・《略》
- ハ 当該海外発行株券が上場されている指定外・《略》・《略》

八 法第二條第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十二條第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの(以下この号において「海外発行受益証券」という。)及び同項第十一号に掲げる外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

<p>4 3 法第二十七条の二第二項第一号に規定する著し・・・《略》・・・ 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令・・・《略》・・・</p>	<p>ハ 当該有価証券が指定外国金融商品取引所に・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>(公開買付けの適用除外となる買付け等)</p> <p>第六条の二 法第二十七条の二第二項ただし書に規・・・《略》・・・</p> <p>十六 株式会社等売渡請求(会社法第一百七十九条の三・・・《略》・・・ 法第二十七条の二第二項第一号に規定する政令・・・《略》・・・</p> <p>一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価・・・《略》・・・ 二 法第八条第十号に掲げる行為(次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)による有価証券(金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。)の取引(当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。)</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付・・・《略》・・・ ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付・・・《略》・・・ ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込・・・《略》・・・</p>
<p>4 3 法第二十七条の二第二項第一号に規定する著し・・・《略》・・・ 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令・・・《略》・・・</p>	<p>ハ 当該有価証券が指定外国金融商品取引所に・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>(公開買付けの適用除外となる買付け等)</p> <p>第六条の二 法第二十七条の二第二項ただし書に規・・・《略》・・・</p> <p>十六 株式会社等売渡請求(会社法第一百七十九条の三・・・《略》・・・ 法第二十七条の二第二項第一号に規定する政令・・・《略》・・・</p> <p>一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価・・・《略》・・・ 二 法第八条第十号に掲げる行為(次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。)による有価証券(金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この号において同じ。)の取引(当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。)</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付・・・《略》・・・ ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付・・・《略》・・・ ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込・・・《略》・・・</p> <p>三 取引所金融商品市場に準ずるものとして金融庁長官が指定する外国金融商品市場における競売買の方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法による有価証券の取引</p>

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する…《略》…

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令…《略》…

6 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令…《略》…

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令…《略》…

一 前条第二項第二号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後における株券等買付者(株券等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。)の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 株券等買付者が行う株券等の取得(株券等の…《略》…

《略》

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する…《略》…

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令…《略》…

6 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令…《略》…

7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令…《略》…

一 前条第二項第二号及び第三号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後における株券等買付者(株券等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。)の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 株券等買付者が行う株券等の取得(株券等の…《略》…

《略》

第三章の五 重要情報の公表

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第十四条の十五 法第二十七条の三十六第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げ

る者が発行者であるもの以外のもの

イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用すること
を規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十四条の十七第六号において同じ。）

ロ その資産の総額のうち、に占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

（その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲）

第十四条の十六 法第二十七条の三十六第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（法第六十七条の第十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当

するもの

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの、指定外国金融商品取引所に上場されているもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券の発行

された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券若しくは証券又は外国投資証券に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの
(上場有価証券等の範囲)

第十四条の十七 法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する当該上場会社等の法第二十一条第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(第十四条の十五各号に掲げるものを除く)、これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 当該上場会社等の法第二十一条第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(第十四条の十五各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。)

二 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証券のうち法第二十一条第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券(第十四条の十五第一号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。)の性質を有するもの又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券(第十四条の十五第二号に掲げるものを除く。次号及び第四号において同じ。)で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証券のうち法第二十一条第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資

証券（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証券のうち法第二十一条第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は当該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する同項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 法第二十一条第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の前各号に掲げる有価証券（以下この条において「対象有価証券」という。）のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）に係るもの

六 法第二十一条第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の対象有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

七 法第二十一条第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係るオプションを表示するもの

…《略》…

- (有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの…《略》…第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定す…《略》…
- 一 信用取引等(信用取引若しくは金融商品取引)…《略》…
 - 二 有価証券の貸借(信用取引等の決済に必要な)…《略》…
 - 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

- 四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引(法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前

…《略》…

- (有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの…《略》…第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定す…《略》…
- 一 信用取引等(信用取引若しくは金融商品取引)…《略》…
 - 二 有価証券の貸借(信用取引等の決済に必要な)…《略》…
 - 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受
 - 四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券又は金銭等の授受
 - 五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引(法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前
- 八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の対象有価証券に係る権利を表示するもの
- 九 有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の対象有価証券を受託有価証券とするもの
- 十 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券(新株予約権付社債券を除く。)で、当該上場会社等の対象有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)
- 十一 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

- 五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引(法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前

三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

…《略》…

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取…《略》…第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定…《略》…

- 一 有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は金融商…《略》…
- 二 有価証券の貸借(有価証券等清算取次ぎの決…《略》…
- 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

…《略》…

各号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

…《略》…

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取…《略》…第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定…《略》…

- 一 有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は金融商…《略》…
- 二 有価証券の貸借(有価証券等清算取次ぎの決…《略》…
- 三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券又は金銭等の授受

五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前各号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

…《略》…

(高速取引行為者に含まれる金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者)

第十六条の四の二 法第三十八条第八号(法第六十条の十三において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号イに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録を受けた者又は当該事項を

(最良執行方針等の適用除外等)

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政・・・《略》・・・

一 有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

イ 上場株券等（金融商品取引所に上場されて・・・《略》・・・

ロ 店頭売買有価証券の売買

《略》

記載して法第三十一条第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

二 登録申請書又は変更登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号ロに掲げる事項を記載して法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けた者（変更登録申請書に当該登録又は変更登録に係る当該事項について変更をしようとする旨を記載して同項の変更登録を受けた者を除く。）

三 登録申請書に法第三十三条の三第一項第六号イに掲げる事項を記載して法第三十三条の二の登録を受けた者又は当該事項を記載して法第三十三条の六第一項の規定による届出をした者（当該登録又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

四 許可申請書に法第六十条の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して法第六十条第一項の許可を受けた者又は当該事項を記載して法第六十条の五第一項の規定による届出をした者（当該許可又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者を除く。）

《略》

(最良執行方針等の適用除外等)

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政・・・《略》・・・

一 有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）

イ 上場株券等（金融商品取引所に上場されて・・・《略》・・・

ロ 店頭売買有価証券の売買

<p>ハ 取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買</p> <p>二 デリバティブ取引</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方・・・《略》・・・</p> <p>3 法第四十条の二第四項に規定する政令で定める・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（上場会社等の有価証券から除くもの）</p> <p>第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価・・・《略》・・・</p> <p>一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の・・・《略》・・・</p> <p>イ その資産の総額の百分の五十を超える額を・・・《略》・・・</p> <p>ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定す・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（関連有価証券の範囲）</p> <p>第二十七条の四 法第六十三條第一項に規定する・・・《略》・・・</p>	<p>ハ 取扱有価証券の売買</p> <p>二 デリバティブ取引</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方・・・《略》・・・</p> <p>3 法第四十条の二第四項に規定する政令で定める・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（上場会社等の有価証券から除くもの）</p> <p>第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価・・・《略》・・・</p> <p>一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の・・・《略》・・・</p> <p>イ その資産の総額の百分の五十を超える額を・・・《略》・・・</p> <p>ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定す・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（関連有価証券の範囲）</p> <p>第二十七条の四 法第六十三條第一項に規定する・・・《略》・・・</p>
<p>ハ 取扱有価証券の売買</p> <p>二 デリバティブ取引</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方・・・《略》・・・</p> <p>3 法第四十条の二第四項に規定する政令で定める・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（上場会社等の有価証券から除くもの）</p> <p>第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価・・・《略》・・・</p> <p>一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の・・・《略》・・・</p> <p>イ その資産の総額の百分の五十を超える額を・・・《略》・・・</p> <p>ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定す・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（関連有価証券の範囲）</p> <p>第二十七条の四 法第六十三條第一項に規定する・・・《略》・・・</p>	<p>ハ 取扱有価証券の売買</p> <p>二 デリバティブ取引</p> <p>2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方・・・《略》・・・</p> <p>3 法第四十条の二第四項に規定する政令で定める・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（上場会社等の有価証券から除くもの）</p> <p>第二十七条 法第六十三條第一項に規定する有価・・・《略》・・・</p> <p>一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の・・・《略》・・・</p> <p>イ その資産の総額の百分の五十を超える額を・・・《略》・・・</p> <p>ロ その資産の総額のうちに占めるイに規定す・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（関連有価証券の範囲）</p> <p>第二十七条の四 法第六十三條第一項に規定する・・・《略》・・・</p>

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの
- 二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・
- 三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・
- 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・

… 《略》 …

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

- 二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・
- 三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・
- 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で・・・《略》・・・

… 《略》 …

附 則（令和元年六月二二日政令第三四号）

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第二条の第十二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等（同法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

企業内容等の開示に関する内閣府令

〔昭和四十八年一月三十日号外 大蔵省令第五号〕

旧 〔平成三十年版〕

新 〔令和元年十一月一日現在〕

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 令第二条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

2 令第二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）
- 二 株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

2 令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める条件は、譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

3 令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）

二 新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は

<p>一 新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）</p> <p>二 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>3 令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 海外発行債券（令第二条の十二の三第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>二 債券発行者の設立の準拠法及び設立の日</p> <p>三 債券発行者の事業の内容</p> <p>四 海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の三第六号ロに規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>五 保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している旨及びその内容</p> <p>六 保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称</p>	<p>完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>4 令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>一 海外発行債券（令第二条の十二の三第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>二 債券発行者の設立の準拠法及び設立の日</p> <p>三 債券発行者の事業の内容</p> <p>四 海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している債券発行者の親会社（令第二条の十二の三第六号ロに規定する親会社をいう。以下この項において「保証親会社」という。）の名称及び本店所在地</p> <p>五 保証親会社が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している旨及びその内容</p> <p>六 保証親会社の株券が上場されている金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。第九条の四第五項第三号において同じ。）の名称</p>

<p>七 保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法</p> <p>4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一</p>	<p>七 保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法</p> <p>5 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一</p>
<p>七 保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法</p> <p>5 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一</p>	<p>七 保証親会社に関する情報（令第二条の十二の三第六号ハに規定する親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報に該当するものに限る。）を取得するための方法</p> <p>5 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一</p>

証券の募集若しくは売出し又は第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

六 法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たにを行う有価証券の募集又は売出し

七 法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たにを行う有価証券の募集又は売出し

八 本邦の金融商品取引所に発行株式会社（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則によ

証券の募集若しくは売出し又は第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

六 法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たにを行う有価証券の募集又は売出し

七 法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たにを行う有価証券の募集又は売出し

八 本邦の金融商品取引所に発行株式会社（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則によ

る発行株式の募集又は売出し

《略》

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般）
第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で《略》

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。第十九条第二項第一号ヲ(2)において同じ。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条において同じ。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主
 三 法第四条第三項第三号に該当することとなつ
 2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法

《略》

（有価証券通知書）

第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で《略》

る発行株式の募集又は売出し

《略》

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般）
第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で《略》

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。第十九条第二項第一号ヲ(2)及び(3)において同じ。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条において同じ。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主
 三 法第四条第三項第三号に該当することとなつ
 2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法

《略》

（有価証券通知書）

第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で《略》

<p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新・・・《略》・・・） 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者で・・・《略》・・・ イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一・・・《略》・・・） ハ 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要・・・《略》・・・ ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売・・・《略》・・・） 第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>《略》</p> <p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣・・・《略》・・・ 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告・・・《略》・・・</p>	<p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新・・・《略》・・・） 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者で・・・《略》・・・ イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一・・・《略》・・・） ハ 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要・・・《略》・・・ ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売・・・《略》・・・） 第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>《略》</p> <p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣・・・《略》・・・ 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告・・・《略》・・・</p>
<p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新・・・《略》・・・） 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者で・・・《略》・・・ イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一・・・《略》・・・） ハ 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要・・・《略》・・・ ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売・・・《略》・・・） 第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>《略》</p> <p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣・・・《略》・・・ 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告・・・《略》・・・</p>	<p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新・・・《略》・・・） 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者で・・・《略》・・・ イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一・・・《略》・・・） ハ 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要・・・《略》・・・ ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の・・・《略》・・・</p> <p>《略》</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売・・・《略》・・・） 第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>《略》</p> <p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣・・・《略》・・・ 2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告・・・《略》・・・</p>

<p>フ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び・・・《略》）</p> <p>(1) 一定の要件に該当する場合において、当・・・《略》</p> <p>(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限・・・《略》）</p> <p>(3) 特定譲渡制限付株式（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下(3)において同じ。）を当該特定譲渡制限付株式に係る株券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てする方法</p> <p>ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価・・・《略》</p> <p>二 募集によらないで取得される提出会社が発行・・・《略》</p> <p>イ 前号イからハまで及びヘからヌまでに掲げ・・・《略》</p> <p>(3) 保有期間その他の当該株券、新株予約権・・・《略》</p> <p>ホ 当該有価証券の発行が第三者割当により行・・・《略》</p> <p>ヘ 当該有価証券の発行が海外公開買付けのた・・・《略》</p> <p>二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場</p>	<p>フ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び・・・《略》）</p> <p>(1) 一定の要件に該当する場合において、当・・・《略》</p> <p>(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限・・・《略》）</p> <p>(3) 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下(3)において「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（2）に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下(3)において同じ。）を当該役員等に割り当てする方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴つて当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てする方法</p> <p>ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価・・・《略》</p> <p>二 募集によらないで取得される提出会社が発行・・・《略》</p> <p>イ 前号イからハまで及びヘからヌまでに掲げ・・・《略》</p> <p>(3) 保有期間その他の当該株券、新株予約権・・・《略》</p> <p>ホ 当該有価証券の発行が第三者割当により行・・・《略》</p> <p>ヘ 当該有価証券の発行が海外公開買付けのた・・・《略》</p> <p>二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定す</p>
<p>二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場</p>	<p>二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定す</p>

合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。)又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合 次に掲げる事項

イ 銘柄

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

ハ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方(以下この号において「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

る場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。)又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株券等 次に掲げる事項

(1) 銘柄

(2) 第一号ロ(1)に掲げる事項

(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方(以下イにおいて「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人(ロ(4)において「取締役等」という。)である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

<p>三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該異動に係る親会社又は特定子会社の名・・・《略》・・・</p> <p>ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合に・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該異動に係る監査公認会計士等（以下こ・・・《略》・・・</p> <p>ロ 当該異動の年月日</p> <p>ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財・・・《略》・・・</p> <p>(1) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が直近において当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が直近において当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日</p> <p>(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士・・・《略》・・・</p> <p>(i) 監査証明府令第四条第六項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する</p>	
	<p>三 提出会社の親会社の異動（当該提出会社の親・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該異動に係る親会社又は特定子会社の名・・・《略》・・・</p> <p>ロ 当該異動に係る会社が親会社である場合に・・・《略》・・・</p> <p>イ 当該異動に係る監査公認会計士等（以下こ・・・《略》・・・</p> <p>ロ 当該異動の年月日</p> <p>ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財・・・《略》・・・</p> <p>(1) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日</p> <p>(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士・・・《略》・・・</p> <p>(i) 監査証明府令第四条第三項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見及び同条第四項第三号イ若</p> <p>(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容</p> <p>(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法</p> <p>ロ 新株予約権証券等 次に掲げる事項</p> <p>(1) 銘柄</p> <p>(2) 第一号ロ(2)に掲げる事項</p> <p>(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳</p> <p>(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に規定する会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係</p> <p>(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容</p>

不適正意見

- (ii) 監査証明府令第四条第十一項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見
- (iii) 監査証明府令第四条第十六項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論
- (iv) 監査証明府令第四条第十八項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由
- (3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士・・・《略》・・・
 - (i) 内部統制府令第六条第四項第二号に規・・・《略》・・・
 - (ii) 内部統制府令第六条第六項に規定する・・・《略》・・・
- (4) 当該異動の決定又は当該異動に至つた理・・・《略》・・・
- (5) (4)の理由及び経緯に対する監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動監査公認会計士等の意見

(6) 異動監査公認会計士等が(5)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由(当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めするために講じた措置の内容を含む。)

しくは口に掲げる事項又は同条第三項第三号に規定する不適正意見及び同条第四項第四号に規定する理由

- (ii) 監査証明府令第四条第十四項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見
- (iii) 監査証明府令第四条第十九項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論
- (iv) 監査証明府令第四条第二十一項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由
- (3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士・・・《略》・・・
 - (i) 内部統制府令第六条第四項第二号に規・・・《略》・・・
 - (ii) 内部統制府令第六条第六項に規定する・・・《略》・・・
- (4) 当該異動の決定又は当該異動に至つた理・・・《略》・・・
- (5) (4)の理由及び経緯に対する次の内容
 - (i) 異動監査公認会計士等の意見
 - (ii) 監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の意見

(6) 異動監査公認会計士等が(5)(i)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由(当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めするために講じた措置の内容を含む。)

- 十 提出会社に係る民事再生法（平成十一年法律・・・《略》）
- イ 当該破産手続開始の申立て等を行った者の・・・《略》
- ロ 当該破産手続開始の申立て等を行った年月・・・《略》

- 十 提出会社に係る民事再生法（平成十一年法律・・・《略》）
- イ 当該破産手続開始の申立て等を行った者の・・・《略》
- ロ 当該破産手続開始の申立て等を行った年月・・・《略》

『監査役小六法 金融商品取引法編・競争法他編』（平成三十年版）においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式を掲載していたが、本追補では紙幅の関係上、一部抜粋として、（記載上の注意）の「56 監査の状況」のみ掲載する。

企業内容等の開示に関する内閣府令

(記載上の注意)

60 監査の状況

- a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。
 - (a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。dにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。
- b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
 - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
 - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。
 - (a) 提出会社の監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）が監査法人である場合には、当該監査法人に係る次に掲げる事項を記載すること。
 - i 当該監査法人の名称
 - ii 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務（公認会計士法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合におけるその期間（bにおいて「継続監査期間」という。）
 - iii 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名
 - iv 監査業務に係る補助者の構成
 - (b) 提出会社の監査公認会計士等が公認会計士である場合には、当該公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査証明の審査体制について記載すること。また、業務を執行した公認会計士の継続監査期間が7会計期間を超える場合にあつては、当該継続監査期間を記載すること。

- (c) 提出会社が(a)又は(b)の規定により記載した監査公認会計士等を選定した理由について、提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針（会社法施行規則第126条第4号に掲げる事項を含む。）を含めて具体的に記載すること。なお、提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社であり、かつ、当該監査公認会計士等が会計監査人と同一の者である場合において、同令第126条第5号又は第6号に掲げる事項を事業報告に含めた、又は含めるべきときには、当該事項の内容を記載した上で、当該監査公認会計士等を選定した理由を記載すること。
- (d) 最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の4に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。
- (e) 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- (f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。
- i 最近2連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下 i、ii 及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
 - ii 最近2連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、iの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

〔平成十九年八月八日号外 内閣府令第五十九号〕

旧 〔平成三十年版〕

新 〔令和元年十一月一日現在〕

(定義)

(定義)

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は高速取引行為者をいう。

- 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意・・・《略》・・・
- 一 優先出資証券 法第二条第一項第七号に掲げる・・・《略》・・・
 - 二 投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる・・・《略》・・・

- 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意・・・《略》・・・
- 一 優先出資証券 法第二条第一項第七号に掲げる・・・《略》・・・
 - 二 投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる・・・《略》・・・

《略》

《略》

（規制対象となる社債券に係る売買等）

（規制対象となる社債券に係る売買等）

第五十八条 法第六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号（若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るもの）を知つて売買等をする場合とする。

《略》

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する重要事実（法第六十六条第一号）
 一 業務等に関する重要事実（法第六十六条第一号）
 二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合
 三 業務等に関する重要事実を知る前に特定有価証券
 四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社）
 五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む

《略》

第五十八条 法第六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号（若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るもの）を知つて売買等をする場合とする。

《略》

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する重要事実（法第六十六条第一号）
 一 業務等に関する重要事実（法第六十六条第一号）
 二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合
 三 業務等に関する重要事実を知る前に特定有価証券
 四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社）
 五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む

《略》

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定・・・《略》・・・

- 一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け・・・《略》・・・
- 二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

- 三 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け・・・《略》・・・
- 四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株・・・《略》・・・
- 五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株・・・《略》・・・

… 《略》 …

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定・・・《略》・・・

- 一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け・・・《略》・・・
- 二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は法第三十條第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

- 三 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け・・・《略》・・・
- 四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株・・・《略》・・・
- 五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株・・・《略》・・・

… 《略》 …

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日 大蔵省令第五十九号）

旧（平成三十年版）

新（令和元年十一月一日現在）

（税効果会計に関する注記）

第八条の十二 前条の規定により税効果会計を適用・・・《略》・・・

- 二 当該事業年度に係る法人税等の計算に用いら・・・《略》・・・
 - 三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及・・・《略》・・・
 - 四 決算日後に法人税等の税率の変更があつた場・・・《略》・・・
- 2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

（税効果会計に関する注記）

第八条の十二 前条の規定により税効果会計を適用・・・《略》・・・

- 二 当該事業年度に係る法人税等の計算に用いら・・・《略》・・・
 - 三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及・・・《略》・・・
 - 四 決算日後に法人税等の税率の変更があつた場・・・《略》・・・
- 2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一 当該評価性引当額

二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額

（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

…《略》…

(取得による企業結合が行われた場合の注記)
 第八条の十七 当該事業年度において他の企業又は…《略》…

- 五 主要な取得関連費用の内容及び金額
- 六 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方…《略》…
- 七 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた…《略》…
- 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価

- 一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項
 - イ 繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額
 - ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額
 - ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額
- 二 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由
- 4 第二項第二号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

5 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

…《略》…

(取得による企業結合が行われた場合の注記)
 第八条の十七 当該事業年度において他の企業又は…《略》…

- 五 主要な取得関連費用の内容及び金額
- 六 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方…《略》…
- 七 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた…《略》…
- 八 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返

<p>において「民間資金法」という。)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。)における公共施設等運営権者(民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。)である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)ごとに注記しなければならない。</p> <p>一 公共施設等運営権の概要</p> <p>二 公共施設等運営権の減価償却の方法</p> <p>2 更新投資(公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等(民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。)の維持管理をいう。以下この項において同じ。)については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期</p> <p>ロ 更新投資に係る資産の計上方法</p> <p>ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法</p> <p>ニ 翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分(所有権が公共施設等の管理者等(民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。)に帰属するものに限る。以下この項において同じ。)について、支出額を</p>

	<p>合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額</p> <p>二 公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたつて支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合、次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ及びハに掲げる事項</p> <p>ロ 更新投資に係る資産及び負債の計上方法</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。</p> <p>一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合</p> <p>二 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項</p> <p>三 個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合</p> <p>四 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。</p>
--	--

…《略》…

(収益認識に関する注記)

第八条の三十一 顧客との契約から生じる収益については、財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点を注記しなければならない。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合は、その旨を記載しなければならない。

…《略》…

『監査役小六法・金融商品取引法編・競争法他編』（平成三十年版）においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式を掲載していたが、本追補では紙幅の関係上、様式の掲載は割愛する。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

(昭和五十一年十月三十日 大蔵省令第二十八号)

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

(税効果会計に関する注記)

第十五条の五 第十一条の規定により税効果会計を…《略》…

- 二 当該連結会計年度に係る連結財務諸表提出会…《略》…
 - 三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及…《略》…
 - 四 連結決算日後に法人税等の税率の変更があつ…《略》…
- 2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

(税効果会計に関する注記)

第十五条の五 第十一条の規定により税効果会計を…《略》…

- 二 当該連結会計年度に係る連結財務諸表提出会…《略》…
 - 三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及…《略》…
 - 四 連結決算日後に法人税等の税率の変更があつ…《略》…
- 2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額(以下この条において「評価性引当額」という。)がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一 当該評価性引当額

二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金(法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限(第一号において「繰越期限」という。)まで繰り越すことができる欠損金額(法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。))をいう。以下この項において同じ。を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

…

<p>3 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。</p> <p>… 《略》 …</p> <p>(取得による企業結合が行われた場合の注記) 第十五条の十二 当連結会計年度において他の企業・・・《略》・・・</p> <p>六 取得が複数の取引によって行われた場合には・・・《略》・・・</p> <p>七 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法・・・《略》・・・</p> <p>八 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた・・・《略》・・・</p> <p>九 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。）の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針</p> <p>十 取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資・・・《略》・・・</p>	<p>4 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。</p> <p>… 《略》 …</p> <p>(取得による企業結合が行われた場合の注記) 第十五条の十二 当連結会計年度において他の企業・・・《略》・・・</p> <p>六 取得が複数の取引によって行われた場合には・・・《略》・・・</p> <p>七 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法・・・《略》・・・</p> <p>八 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた・・・《略》・・・</p> <p>九 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針</p> <p>十 取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資・・・《略》・・・</p>
	<p>一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額</p> <p>ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額</p> <p>ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額</p> <p>二 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由</p>

十一 取得原価の配分が完了していない場合には・・・《略》・・・
 十二 企業結合が連結会計年度開始の日に完了し・・・《略》・・・

… 《略》 …

十一 取得原価の配分が完了していない場合には・・・《略》・・・
 十二 企業結合が連結会計年度開始の日に完了し・・・《略》・・・

… 《略》 …

(公共施設等運営事業に関する注記)

第十五条の二十五 連結財務諸表提出会社は、当該会社又は連結

子会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第十二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。

一 公共施設等運営権の概要

二 公共施設等運営権の減価償却の方法

2 更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる

	<p>事項</p> <p>イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期</p> <p>ロ 更新投資に係る資産の計上方法</p> <p>ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法</p> <p>ニ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額</p> <p>二 公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたつて支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ及びハに掲げる事項</p> <p>ロ 更新投資に係る資産及び負債の計上方法</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。</p>
--	--

..

- 一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合
 - 二 個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合
- 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項とする事項

(収益認識に関する注記)

第十五条の二十六 財務諸表等規則第八条の三十二第一項の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

..

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

(昭和三十二年三月二十八日 大蔵省令第十二号)

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書・・《略》・・

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 監査の対象

ロ 経営者の責任

ハ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

ニ 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書・・《略》・・

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項

(1) 当該意見に係る監査の対象となつた財務諸表等の範囲

(2) 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ロ イ(2)に掲げる意見の根拠

<p>ホ 追記情報</p> <p>一 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。</p> <p>二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整</p>	<p>ホ 追記情報</p> <p>一 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係</p> <p>二 中間監査報告書 次に掲げる事項</p> <p>イ 中間監査の対象</p> <p>ロ 経営者の責任</p> <p>ホ 追記情報</p> <p>一 公認会計士法第二十五条第二項の規定による《略》</p> <p>二 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは《略》</p> <p>三 第一項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となつた財務諸表等の範囲について記載するものとする。</p> <p>四 第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。</p>
<p>ホ 追記情報</p> <p>二 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは《略》</p>	<p>ホ 追記情報</p> <p>一 財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項</p> <p>二 監査上の主要な検討事項（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）</p> <p>ホ 追記情報</p> <p>一 経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任</p> <p>ト 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任</p> <p>チ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係</p> <p>二 中間監査報告書 次に掲げる事項</p> <p>イ 中間監査の対象</p> <p>ロ 経営者の責任</p> <p>ホ 追記情報</p> <p>一 公認会計士法第二十五条第二項の規定による《略》</p> <p>二 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは《略》</p>

<p>6 第一項第一号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ</p>	<p>備及び運用する責任は経営者にあること。</p> <p>5 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。</p> <p>二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨</p> <p>三 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。</p> <p>四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。</p> <p>五 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。</p> <p>六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。</p> <p>七 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためではないこと。</p> <p>八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。</p>
<p>3 第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ</p>	

シユ・フロアの状況を全ての重要な点において適正に表示している」と認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロアの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由

シユ・フロアの状況を全ての重要な点において適正に表示している」と認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロアの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨

4 第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響

ロ 実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項

四 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不

<p>7 第一項第一号ホに掲げる事項は、財務諸表等規則第八条の二 十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記 に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発 事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、 又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載 するものとする。</p>	
<p>7 第一項第一号へに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の 各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載する ものとする。</p> <p>一 経営者の責任 次に掲げる事項</p> <p>イ 財務諸表等を作成する責任があること。</p> <p>ロ 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を 整備及び運用する責任があること。</p> <p>ハ 継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結</p>	<p>5 第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を实 施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事 業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した 事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特 に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲 げる事項について記載するものとする。</p> <p>一 財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開 示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所</p> <p>二 監査上の主要な検討事項の内容</p> <p>三 監査上の主要な検討事項であると決定した理由</p> <p>四 監査上の主要な検討事項に対する監査における対応</p> <p>6 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要 な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を实 施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが 適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものと する。</p>

財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監査役等の責任 財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。）に係る過程を監視する責任があること。

8

第一項第一号トに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 三 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
- 四 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。
- 五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
- 六 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。
- 七 継続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。
- 八 監査役等と適切な連携を図ること。

<p>8 第一項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲について記載するものとする。</p> <p>9 第一項第二号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項に</p>	
<p>11 第一項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲について記載するものとする。</p> <p>12 第一項第二号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項に</p>	<p>九 監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）。</p> <p>9 第一項第一号二及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。</p> <p>一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出する場合</p> <p>二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書提出する場合</p> <p>10 第一項第一号二に掲げる事項は、連結財務諸表の監査報告書において同一の内容が記載される場合には、財務諸表又は財務書類の監査報告書においてその旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。</p>

ついて記載するものとする。

- 一 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
- 二 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

10 第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

六 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

ついて記載するものとする。

- 一 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
- 二 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

13 第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

六 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

11 第一項第二号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は実施できなかった重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨及びその理由

12 第一項第二号ホに掲げる事項は、中間財務諸表等規則第五条の十八又は中間連結財務諸表規則第十七条の十四の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分

八 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

14 第一項第二号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は実施できなかった重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨及びその理由

15 第一項第二号ホに掲げる事項は、中間財務諸表等規則第五条の十八又は中間連結財務諸表規則第十七条の十四の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分

して記載するものとする。

13 第一項第三号イに掲げる四半期レビューの対象は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲について記載するものとする。

14 第一項第三号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

15 第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

三 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨

四 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

16 第一項第三号ニに掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の

して記載するものとする。

16 第一項第三号イに掲げる四半期レビューの対象は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲について記載するものとする。

17 第一項第三号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

18 第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

三 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨

四 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

19 第一項第三号ニに掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定の結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の

作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨及びその理由

17 第一項第三号ホに掲げる事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた旨

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項

三 否定的結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨及びその理由

20 第一項第三号ホに掲げる事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

18 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号若しくは第二号の意見又は同項第三号の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

19 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合 指定国際会計基準

20 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号二並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

21 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号(2)若しくは第二号の意見又は同項第三号の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

22 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合 指定国際会計基準

23 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号二並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

21 第十九項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号二及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

22 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号二並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号二並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号二及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号二及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

25 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

26 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号二並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

27 第二十五項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号二及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

《略》

《略》

附 則〔平成三〇年十一月三〇日内閣府令第五四号抄〕

沿革

令和 元年 六月二日号外内閣府令第一三号（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令三条による改正）

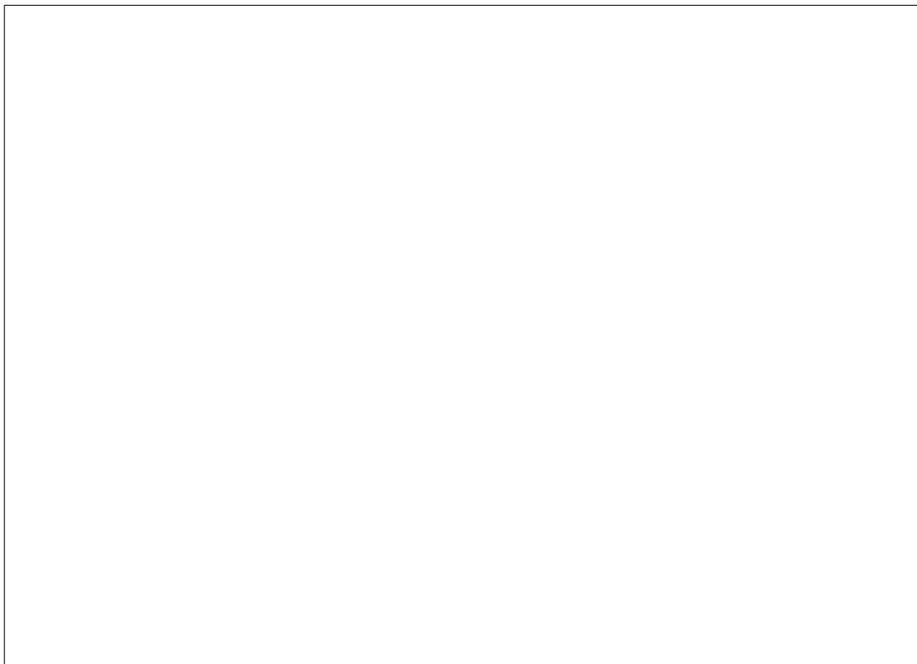
〔施行期日〕

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）第四条第一項第一号二、第五項及び第八項（第九号に限る。）から第十項までの規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。

2 新監査証明府令第四条第一項第一号（二を除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計



年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

3 前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。

公認会計士法

(昭和二十三年七月六日号外 法律第百三号)

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

(短答式による試験科目の一部免除等)

(短答式による試験科目の一部免除等)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対して・・・《略》・・・

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対して・・・《略》・・・

四 司法試験に合格した者

四 司法試験に合格した者

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいず・・・《略》・・・

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいず・・・《略》・・・

一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二号・・・《略》・・・

一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二号・・・《略》・・・

二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣

二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣

の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目

の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目

三 前条第一項各号に掲げる科目の全部又は一部・・・《略》・・・

三 前条第一項各号に掲げる科目の全部又は一部・・・《略》・・・

短答式による試験に合格した者に対しては、そ・・・《略》・・・

短答式による試験に合格した者に対しては、そ・・・《略》・・・

4 前三項の申請の手続は、内閣府令で定める。

4 前三項の申請の手続は、内閣府令で定める。

《略》

《略》

附則 (平成一七年七月一五法律第八三号抄)

附則 (平成一七年七月一五法律第八三号抄)

沿革

平成三〇年 五月三〇日号外法律第三三三号 (不正競争防止法等の一部を改正する法律附則二六条による改正)

《略》

《略》

（助教の在職に関する経過措置）

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一～三 （略）

四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）・・・《略》・・・
五～十六 （略）

《略》

（助教の在職に関する経過措置）

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一～三 （略）

四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）・・・《略》・・・

五～十七 （略）

《略》

附則（平成二九年五月三二日法律第四一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の公認会計士法第九条第二項第二号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔平成三〇年五月三〇日法律第三三号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各
号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 〔略〕

四 〔前略〕附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十
五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成三二年二月政令一号により、平成二・四一から施行〕

五 〔略〕

附則〔令和元年五月三十一日法律第一六号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲
内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 〔前略〕次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の
日

二 〔前略〕第二章第二節及び第四節〔中略〕の規定 公布の
日から起算して六月を経過した日

三・四〔略〕

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月二十六日法律第四四号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二〔略〕

三〔前略〕附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日

監査基準

監査基準の改訂について

令和元(二〇一九)年九月三日

企業会計審議会

一 経緯

財務諸表の監査は、財務諸表の信頼性を担保するための制度であり、監査人の行動規範となる監査基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための資本市場の重要なインフラストラクチャーである。

近時、我が国では、不正会計事案を契機として、改めて監査の信頼性が問われている状況にある。監査人が財務諸表利用者に対し自ら行った監査に関する説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、監査人は監査の信頼性の確保に向けた自律的な対応の一環として、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められている。

監査の信頼性確保のための取組みの一つとして、財務諸表利用者に対して監査に関する説明・情報提供を充実させる必要性が指摘されている。このため、当審議会では、平成三〇(二〇一八)年七月、監査プロセスの透明性を向上させる観点から、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂を行ったところである。

このように、監査人による監査に関する説明や情報提供への要請が高まる中、特に、限定付適正意見、意見不表明又は不適正意見の場合(以下、「無限定適正意見以外の場合」という。)における監査報告書の意見の根拠の区分に関し、財務諸表利用者の視点に立つたわかりやすく具体的な説明がなされていない事例があるのではないかと指摘がなされている。また、監査人の守秘義務に関し、本来、監査人が財務諸表利用者に対して自ら行った監査に関する説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、監査人の守秘義務が解除される正当な理由に該当するが、そうした理解が関係者間に十分に浸透していないため、監査人が財務諸表利用者に対して監査に関して説明を行う上で制約になっているのではないかと指摘もなされている。

当審議会は、これらの指摘を踏まえつつ、監査人による監査に関する説明及び情報提供の一層の充実を図る観点から、監査報告書における意見の根拠の記載や監査人の守秘義務に関する論点について審議を行い、令和元(二〇一九)年五月、監査部会において公開草案を公表し、広く各界の意見を求め、寄せられた意見を参考としつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

二 主な改訂点とその考え方

1 監査報告書の意見の根拠の記載について

現行の監査基準では、無限定適正意見以外の場合の監査報告書について、意見の根拠の区分に以下の事項をそれぞれ記載しなければならないとされている。

- ・ 意見に関する除外により限定付適正意見を表明する場合には、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響
- ・ 不適正意見の場合には、財務諸表が不適正であるとした理由
- ・ 監査範囲の制約により限定付適正意見を表明する場合には、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項
- ・ 意見を表明しない場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由

無限定適正意見以外の場合、監査人の判断の背景や根拠となった事情は、財務諸表利用者の意思決定に対して重大な影響を与え得るため、監査報告書において意見の根拠を十分かつ適切に記載しなければならないことは言うまでもないが、特に限定付適正意見の場合に関し、なぜ不適正意見ではなく限定付適正意見と判断したのかについての説明が不十分な事例が見られるとの指摘がある。

この点に関し、現行の監査基準は、意見の除外により限定付適正意見を表明する場合には、監査報告書の意見の根拠の区分において「除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響」を記載する中で、不適正意見ではなく限定付適正意見と判断した理由についても説明がなされることを想定している。しかしながら、前述のような指摘も踏まえ、財務諸表利用者の視点に立ったわかりやすく具体的な説明の記載が求められることから、監査基準上、意見の根拠の区分の記載事項として、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響とともに、これらを踏まえて除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならぬことを明確にすることとした。

同様に、監査範囲の制約により限定付適正意見を表明する場合も、意見の根拠の区分において、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項とともに、これらを踏まえて除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならぬことを明確にすることとした。

2 守秘義務について

監査の信頼性を確保する観点から、監査人には、質の高い監査を提供することだけでなく、財務諸表利用者に対して監査に関する説明・情報提供を十分かつ適時、適切に行うことも求められるようになってきている。とりわけ、近年、財務諸表において会計上の見積りを含む項目が増え、これらに対する監査の重要性が高まっている中、具体的な監査上の対応や監査人の重要な判断に関する説明・情報提供の充実が要請されている。

監査人が財務諸表利用者に対して監査に関する説明・情報提供を行うに際しては、守秘義務との関係が問題となり得る。守秘義務については、公認会計士法において、職業的専門家としての職業倫理上当然の義務として定められており、監査基準においても、その設定当初、監査人が企業から監査に必要な情報の提供を受けることを確保するために不可欠であり、監査を受ける企業との信頼関係の下、監査業務を有効かつ効率的に遂行する上で必要な義務として定められたものである。こうした守秘義務の意義は、今日に

においても変わるものではないが、監査に関する情報提供の充実を求める社会的要請の高まりを踏まえ、守秘義務の在り方をあらためて検討する必要がある。

公認会計士法第二十七条は、「業務上取り扱ったことについて知り得た秘密」を公認会計士の守秘義務の対象として規定している。これに対し、現行の監査基準は、「業務上知り得た事項」を監査人の守秘義務の対象と定めている。

本来、守秘義務の対象は、企業の秘密に限られるものであるが、我が国においては、一般的に、企業に関する未公表の情報について、あらゆるものが守秘義務の対象になり得ると考えられる傾向があると指摘されている。このため、監査基準における守秘義務の規定については、公認会計士法との整合を図るため、秘密を対象にするものであることを明確にすることとした。

なお、監査人が自ら行った監査に関する説明を監査報告書に記載することは、守秘義務が解除される「正当な理由」に該当するとこる、その記載の内容及びその程度については、これによりもたらされる公共の利益と企業又は社会の不利益との比較衡量の上、決定すべきであり、今後、具体的な事例の積み重ねとともに関係者の間で共通の理解が確立されていくことが必要である。

三 実施時期等

1 改訂監査基準は、令和二（二〇二〇）年三月決算に係る財務諸表の監査から実施する。

2 改訂監査基準の実施に当たり、関係法令において所要の整備を行うことが適当である。

3 改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

4 監査基準の改訂について（平成三〇年七月五日企業会計審議会）の「三 実施時期等」の1中「平成三三年三月決算」とあるのは「令和三（二〇二二）年三月決算」と、同2中「平成三二年三月決算」とあるのは「令和二（二〇二〇）年三月決算」とする。

第一 監査の目的

監査基準

1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

2 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

第二 一般基準

1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。

5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。

6 監査人は、自らの組織として、全ての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理（以下「品質管理」という。）の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。

7 監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。

8 監査人は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第三 実施基準

一 基本原則

1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。

3 監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。

- 5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 6 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。
- 7 監査人は、監査の各段階において、監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と協議する等適切な連携を図らなければならない。
- 8 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。

二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。
- 3 監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。
- 6 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。
- 7 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。
- 8 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三 監査の実施

- 1 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要があると判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
- 2 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。
- 4 監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。
- 5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 6 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。
- 7 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。
- 8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。
- 9 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

四 他の監査人等の利用

- 1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要

性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

2 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

3 監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

第四 報告基準

一 基本原則

1 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、全ての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならぬ。

4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。

5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確

かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

二 監査報告書の記載区分

1 監査人は、監査報告書において、監査人の意見、意見の根拠、経営者及び監査役等の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならぬ。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならぬ。

2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に関する事項
- (2) 当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）
- (3) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項

三 無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(1) 監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、及び経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められること

(2) 意見の根拠

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

(3) 経営者及び監査役等の責任

経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

(4) 監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、継続企業的前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること、監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること

四 意見に関する除外

1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項、財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。

2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

五 監査範囲の制約

1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。

2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるかを慎重に判断しなければならない。

六 継続企業の前提

1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときは、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。

2 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七 監査上の主要な検討事項

1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。

2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

八 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年四月十四日 法律第五十四号)

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な・《略》・

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な・《略》・

六 協業組合その他の特別の法律により協同して・《略》・

六 協業組合その他の特別の法律により協同して・《略》・

⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合・《略》・

⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合・《略》・

⑦ 第一項(第二項において読み替えて準用する場・《略》・

⑦ 第一項(第二項において読み替えて準用する場・《略》・

一 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者

一 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)(当該命令の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第・《略》・

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第・《略》・

⑧ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合・《略》・

⑧ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合・《略》・

一 単独で又は共同して、当該違反行為をするこ・《略》・

一 単独で又は共同して、当該違反行為をするこ・《略》・

《略》

《略》

第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情

第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情

報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

《略》

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代・・・《略》

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の・・・《略》

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は

は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、第九十一条、第九

十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使・・・《略》

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の・・・《略》

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は

は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、又は第九十四条 各本条の罰金刑

③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使・・・《略》

④ 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違・・・《略》

⑤ 第二項の場合においては、代表者又は管理人が・・・《略》

報若しくは資料を提出した者は、三百万円以下の罰金に処する。

《略》

第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代・・・《略》

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の・・・《略》

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は

は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、第九十一条、第九

十一条の二又は第九十四条の二 各本条の罰金刑

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使・・・《略》

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条第三号（第七条第一項又は第八条の・・・《略》

三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号（第七条第一項又は

は第八条の二第二項若しくは第三項の規定による命令（第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、又は第九十四条の二 各本条の罰金刑

③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使・・・《略》

④ 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違・・・《略》

⑤ 第二項の場合においては、代表者又は管理人が・・・《略》

不正競争防止法

〔平成五年五月十九日号外 法律第四十七号〕

旧 〔平成三十年版〕

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に・・・《略》・・・

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商・・・《略》・・・
- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等・・・《略》・・・
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保す・・・《略》・・・
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないうで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないうでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に・・・《略》・・・

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商・・・《略》・・・
- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等・・・《略》・・・
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保す・・・《略》・・・
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。次号から第九号まで、第十九条第一項第六号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ。）

五 その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないうで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないうでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らずに営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らずにその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の・・・略）・・・

八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らずに営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らずにその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の・・・略）・・・

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場

十一 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）

合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知つて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があつたこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知つてその取得した限定提供データを開示する行為

十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）

を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）

十二 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み

を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）を当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であって、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役割を提供する行為

十八 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）を当該機能を有するプログラム（当該プ

合わされたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)

十三 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

十四 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十五 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十六 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第

ログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

十九 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

二十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

二十二 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)

<p>7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電</p>	<p>第四条第一項第二号に規定するパリ条約（昭和五〇年三月条約第二号）をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為</p> <p>2 この法律において「商標」とは、商標法第二条・《略》・</p> <p>3 この法律において「標章」とは、商標法第二条・《略》・</p> <p>4 この法律において「商品の形態」とは、需要者・《略》・</p> <p>5 この法律において「模倣する」とは、他人の商・《略》・</p> <p>6 この法律において「営業秘密」とは、秘密とし・《略》・</p>
<p>8 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法によ</p>	<p>第四条第一項第二号に規定するパリ条約（昭和五〇年三月条約第二号）をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為</p> <p>2 この法律において「商標」とは、商標法第二条・《略》・</p> <p>3 この法律において「標章」とは、商標法第二条・《略》・</p> <p>4 この法律において「商品の形態」とは、需要者・《略》・</p> <p>5 この法律において「模倣する」とは、他人の商・《略》・</p> <p>6 この法律において「営業秘密」とは、秘密とし・《略》・</p> <p>7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。</p>

子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法をいう。〕により影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

8 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

9 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

10 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

《略》

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害

り影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

9 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

10 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

11 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

《略》

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為

については、この限りでない。

(損害の額の推定等)

第五条 第二条第一項第一号から第十号まで又は第十六号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密に関するものに限る。）によつて営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合同において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に應じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に應じた額を控除するものとする。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者・・《略》・・

3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十三号又は第十六号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に對し、次の各号に掲げる不正競争の区分に應じて当該各号に定める行為に對し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

によつて生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密に関するものに限る。）によつて営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合同において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に應じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に應じた額を控除するものとする。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者・・《略》・・

3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に對し、次の各号に掲げる不正競争の区分に應じて当該各号に定める行為に對し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

<p>3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の</p>	<p>一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正・・・《略》・・・ 二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該・・・《略》・・・ 三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる・・・《略》・・・ 四 第二条第一項第十三号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用 五 第二条第一項第十六号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用 4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損・・・《略》・・・</p> <p style="text-align: center;">《略》</p> <p>（書類の提出等） 第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の・・・《略》・・・ 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求められない。</p>
--	---

<p>3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又</p>	<p>一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正・・・《略》・・・ 二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該・・・《略》・・・ 三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる・・・《略》・・・ 四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用 五 第二条第一項第十九号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用 六 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用 4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損・・・《略》・・・</p> <p style="text-align: center;">《略》</p> <p>（書類の提出等） 第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の・・・《略》・・・ 2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求められない。</p>
--	--

従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

《略》

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に對し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の・《略》・
3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部

は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に對し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

《略》

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に對し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の・《略》・
3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部

分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

《略》

(消滅時効)

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

《略》

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条・《略》・

分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

《略》

(消滅時効)

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

2 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

《略》

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条・《略》・

一 第二条第一項第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十四号及び第十六号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第十六号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

- 三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人・・・《略》・・・
- 四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人・・・《略》・・・
- 五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次の・・・《略》・・・
- イ 日本国内において最初に販売された日から・・・《略》・・・

一 第二条第一項第一号、第二号、第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第二十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

- 三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人・・・《略》・・・
- 四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人・・・《略》・・・
- 五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次の・・・《略》・・・
- イ 日本国内において最初に販売された日から・・・《略》・・・

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受・《略》・
 六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によつて営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によつて取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受・《略》・
 六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によつて営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について営業秘密不正開示行為であること又はその営業秘密について営業秘密不正取得行為若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によつて取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条第一項の規定により同項に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
 八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によつて限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。）がその取引によつて取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となつている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する

八 第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一号及び第十二号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によつて営…《略》…

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用…《略》…

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示…《略》…

《略》

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、…《略》…

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

行為

九 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によつて営…《略》…

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用…《略》…

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示…《略》…

《略》

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、…《略》…

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得した者

の営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪（第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

八 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪（第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

九 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は第三項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下・《略》・

込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪（第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

八 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪（第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

九 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は第三項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下・《略》・

<p>一 不正の目的をもつて第二条第一項第一号又は第十四号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは・・《略》・・</p> <p>三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号・・《略》・・</p> <p>四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十一号又は第十二号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは・・《略》・・</p> <p>六 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規・・《略》・・</p> <p>三 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下・・《略》・・</p> <p>一 日本国外において使用する目的で、第一項第・・《略》・・</p> <p>二 相手方に日本国外において第一項第二号又は・・《略》・・</p> <p>三 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者</p> <p>四 第一項（第三号を除く。）並びに前項第一号（・・《略》・・</p> <p>五 第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提・・《略》・・</p> <p>六 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>七 第二項第六号の罪は、日本国外において同号の・・《略》・・</p> <p>八 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限・・《略》・・</p> <p>九 第一項から第四項までの規定は、刑法その他の・・《略》・・</p>	<p>一 不正の目的をもつて第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは・・《略》・・</p> <p>三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号・・《略》・・</p> <p>四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは・・《略》・・</p> <p>六 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規・・《略》・・</p> <p>三 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下・・《略》・・</p> <p>一 日本国外において使用する目的で、第一項第・・《略》・・</p> <p>二 相手方に日本国外において第一項第二号又は・・《略》・・</p> <p>三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者</p> <p>四 第一項（第三号を除く。）並びに前項第一号（・・《略》・・</p> <p>五 第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提・・《略》・・</p> <p>六 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>七 第二項第六号の罪は、日本国外において同号の・・《略》・・</p> <p>八 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限・・《略》・・</p> <p>九 第一項から第四項までの規定は、刑法その他の・・《略》・・</p>
<p>一 不正の目的をもつて第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは・・《略》・・</p> <p>三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号・・《略》・・</p> <p>四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは・・《略》・・</p> <p>六 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規・・《略》・・</p> <p>三 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下・・《略》・・</p> <p>一 日本国外において使用する目的で、第一項第・・《略》・・</p> <p>二 相手方に日本国外において第一項第二号又は・・《略》・・</p> <p>三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者</p> <p>四 第一項（第三号を除く。）並びに前項第一号（・・《略》・・</p> <p>五 第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提・・《略》・・</p> <p>六 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>七 第二項第六号の罪は、日本国外において同号の・・《略》・・</p> <p>八 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限・・《略》・・</p> <p>九 第一項から第四項までの規定は、刑法その他の・・《略》・・</p>	<p>一 不正の目的をもつて第二条第一項第一号又は第二十号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは・・《略》・・</p> <p>三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号・・《略》・・</p> <p>四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは・・《略》・・</p> <p>六 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規・・《略》・・</p> <p>三 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下・・《略》・・</p> <p>一 日本国外において使用する目的で、第一項第・・《略》・・</p> <p>二 相手方に日本国外において第一項第二号又は・・《略》・・</p> <p>三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者</p> <p>四 第一項（第三号を除く。）並びに前項第一号（・・《略》・・</p> <p>五 第二項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提・・《略》・・</p> <p>六 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>七 第二項第六号の罪は、日本国外において同号の・・《略》・・</p> <p>八 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限・・《略》・・</p> <p>九 第一項から第四項までの規定は、刑法その他の・・《略》・・</p>

「外国公務員贈賄防止指針」の改訂について

経済産業省は、平成29年9月に「外国公務員贈賄防止指針」を改訂した。

本改訂は、巻末に参考資料として、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の条文が追加されたほかは、内容面での大きな改訂はなく、経済産業省のホームページに掲載されていることから、本追補への掲載は割愛する。次のURLより確認をいただきたい。

改正版「外国公務員贈賄防止指針」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

「コーポレートガバナンス・コード」の改訂について

株式会社東京証券取引所は、平成30年6月1日付けで「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を改訂し、併せて有価証券上場規程が一部改正をされ、同日から施行された。

本件は、金融庁及び東京証券取引所が事務局をつとめる「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、企業と投資家との対話を通じ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コードの改訂が提言されたことを踏まえ、本該提言に沿って改訂を行ったものである。

改訂版コーポレートガバナンス・コードは、東京証券取引所のホームページに掲載されていることから、本追補への掲載は割愛する。次のURLより確認をいただきたい。

改正版「コーポレートガバナンス・コード」

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20180601.html>

以上

